|  |
| --- |
| 特定不妊治療費助成の対象となる治療 |
| 助成の対象となる治療は、別表１－２のＡからＦのいずれかにあてはまる特定不妊治療（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合についても、卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除き、助成の対象とする。）とし、Ｇ及びＨは助成の対象としない。治療に直接関係ない費用（入院費、食事代、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料（保存料））は助成の対象としない。    　なお、「１回の治療」とは、採卵準備のための投薬開始から、妊娠の確認等に至るまでの体外受精または顕微授精の実施の一連の治療の過程をさす。また、以前に行った体外受精または顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も１回とみなす。  　次の各号に掲げる治療は本事業の助成対象としない。  （１）夫婦（事実婚含む）以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療。  （２）代理母（妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）によるもの。  （３）借り腹（夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの）によるもの。 |